

## 秋田市トラック運送事業者支援金交付要綱

令和5年5月22日  
市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、原油価格高騰の影響を受けている本市のトラック運送事業者を支援するために予算の範囲内で交付する、秋田市トラック運送事業者支援金（以下「支援金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において「トラック運送事業者」とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第1項に規定する一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、又は貨物軽自動車運送事業を営む法人又は個人をいう。

(交付対象者)

第3条 支援金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するトラック運送事業者とする。

- (1) 前条に規定する一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業、又は貨物軽自動車運送事業を営んでいること。
- (2) 本市に本社を置く法人又は住所地を有する個人事業主であること。
- (3) 支援金の給付を受けた後にも事業の継続をする意思があること。

(支援金の額)

第4条 支援金の額は、自動車検査証の使用の本拠の位置を秋田県に置く、支給対象者が申請時点で保有する許可または届出された事業用車両（三輪の軽自動車、二輪の自動車および被牽引車（トレーラー）を除く。）について、車両の種類および車両総重量に基づき、別表で1台ごとに算定し決定する。

(支援金の交付申請)

第5条 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、

秋田市トラック運送事業者支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類等の資料を添えて、令和5年8月31日までに市長に提出するものとする。

- (1) 貨物運送事業の許可を証する書類の写し
- (2) 申請する対象車輛の自動車検査証の写し（有効期限内のもの）
- (3) 法人にあっては登記事項証明書、個人事業主にあっては住民票の写し
- (4) 申請車輛が一般貨物車の場合は、令和5年4月から7月までのうち、いずれかの月の1日分の申請車輛の走行した事実が確認できる書類（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条に規定する乗務等の記録など）。
- (5) 支援金の振込先となる金融機関の名称および口座番号等に係る資料（令和4年度秋田市トラック運送業燃料費支援金の交付を受け、振込先として同一の口座を指定する場合は除く。）
- (6) その他市長が必要と認める資料  
（支援金の交付決定等）

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、当該交付申請があった日の翌日から起算して30日以内に可否を決定し、秋田市トラック運送事業者支援金交付決定通知書（様式第2号）又は、秋田市トラック運送事業者支援金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（支援金の交付方法）

第7条 支援金の交付は、前条の規定による交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）に対し、当該交付対象者に係る第5条第5号の資料に記載の口座に振り込むことにより行うものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、市長は秋田市トラック運送事業者支援金交付取消通知書（様式第4号）により交付対象者に通知するものとする。

- (1) 虚偽その他不正な手段により支援金の交付決定を受けたとき。
  - (2) 誓約した内容のいずれかに虚偽が判明したとき。
  - (3) 前2号に掲げる場合のほか、この要綱に違反する行為があったとき。
- (支援金の返還)

第9条 交付対象者は、市長が支援金の交付決定を取り消した場合において、支援金が既に交付されているときは、速やかに当該支援金を返還しなければならない。

(報告等)

第10条 市長は、必要があると認めるときは、交付対象者に対し、報告を求め、又は立入検査を行うことができる。

- 2 交付対象者は、前項の規定による報告又は立入検査を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年5月22日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、その時までにした行為に対する第8条から第10条までの規定の適用については、その時以後もなおその効力を有する。

別表（第4条関係）

1台あたりの支援金額

	支援金の対象となる車輛の種類			
	軽貨物車	一般貨物車		
		車輛総重量		
		小型	中型	大型
		5トン未満	5トン以上 8トン未満	8トン以上
単価	10,000円/台	13,000円/台	15,000円/台	25,000円/台

備考

牽引車（トラクタヘッド）は支援対象とし、車輛総重量にかかわらず、8トン以上（大型）に区分する。